

令和 2 年度
(2020年度)

定例監査結果報告書

朝霞市監査委員



朝 監 発 第 3 2 号

令 和 3 年 3 月 3 0 日

朝 霞 市 長 富 岡 勝 則 様

朝 霞 市 監 査 委 員 石 川 孝 之

朝 霞 市 監 査 委 員 獅 子 倉 千 代 子

令 和 2 年 度 定 例 監 査 の 結 果 に つ い て (報 告)

地 方 自 治 法 第 1 9 9 条 第 4 項 の 規 定 に 基 づ き 定 例 監 査 を 実 施 し た の で 、 同
条 第 9 項 の 規 定 に よ り 、 そ の 結 果 を 次 の と お り 報 告 し ま す 。

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象課	1
3	監査の範囲	1
4	監査の主な実施内容	1
5	監査の重点項目	2
6	監査の着眼点	2
7	監査の実施場所及び期間	2
8	監査の結果	3

重点項目

(1)	未収金について	3
(2)	随意契約（工事請負契約及び委託契約）について	4
(3)	補助金、交付金について	5
(4)	その他	6

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定例監査

2 監査の対象課

市長公室	政策企画課、秘書課、シティ・プロモーション課、市政情報課
総務部	人権庶務課、職員課、財政課、財産管理課、課税課、収納課、入札契約課
市民環境部	地域づくり支援課、産業振興課、農業委員会事務局、環境推進課、資源リサイクル課、総合窓口課、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、コミュニティセンター
福祉部	福祉相談課、生活援護課、障害福祉課、長寿はつらつ課
こども・健康部	こども未来課、保育課、健康づくり課、保険年金課
都市建設部	まちづくり推進課、開発建築課、みどり公園課、道路整備課
上下水道部	水道経営課、水道施設課、下水道課
学校教育部	教育総務課、教育管理課、教育指導課、学校給食課
生涯学習部	生涯学習・スポーツ課、文化財課、中央公民館、図書館
その他	危機管理室、検査室、出納室、議会総務課、選挙管理委員会事務局、公平委員会、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会

3 監査の範囲

令和2年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

4 監査の主な実施内容

令和2年度定例監査は、朝霞市監査基準に準拠して、必要な事項を定めた実施計画書を作成し、財務に関する事務の執行が法令等に基づいて適正

かつ効率的に行われているかを主眼として、重点項目を定め実施した。

監査に当たっては、予め各課から関係資料の提出を求め、事務局による予備調査を行い、本監査においては、提出された資料の照合、関係職員との質疑応答等の通常実施すべき監査手続を実施した。

5 監査の重点項目

- (1) 未収金について
- (2) 随意契約（工事請負契約及び委託契約）について
- (3) 補助金、交付金について

6 監査の着眼点

- (1) 調定、徴収、滞納整理等収入に係る事務が適正に執行されているか。
- (2) 契約の方法、業者選定が適正に行われているか。
- (3) 補助金、交付金が計画的かつ効率的に交付されているか。
- (4) その他
 - ①備品の台帳登録、管理等の手続きが適正であるか。
 - ②違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
 - ③事務事業は法令等に従って適正に執行されているか。
また、効果的、効率的に執行されているか。
 - ④財務に関する事務の適法性、妥当性及び経済性などに留意した。

7 監査の実施場所及び期間

- (1) 実施場所
第2委員会室
- (2) 監査期間
令和2年10月9日から令和3年1月31日まで

8 監査の結果

関係書類の調査及び関係職員との質疑応答等を行った結果、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、概ね適正な事務処理が行われているものと認められた。

重点項目及び留意すべき事項については、以下に意見を付する。

重点項目

(1) 未収金について

地方自治体にとって、自主財源の根幹をなす市税はもとより、税外収入についても、市が事業を継続的に行うために非常に重要な財源である。

そのため、歳入確保の観点から債権管理並びに徴収事務は大変重要であり負担の公平性などを考え合わせれば、適正性が強く求められかつ効率的、効果的であるべきと考える。

このことから、未収金については、調定、徴収、滞納整理等収入に係る事務が適正に執行されているかを着眼に監査を実施した。

収入未済額の調定は、当該年度の出納整理期日までに収入がないものは出納閉鎖後の6月1日に、過年度の滞納繰越分は年度当初の4月1日に、調定を行う必要がある。

調定事務は、債権を確定し適正に管理するために必要不可欠な事務となるので、遅滞なく正確な事務の執行に努められたい。

市税を含め多くの費目において、収入未済額が多額となっているので、各所管においても、引き続き収入未済額の発生防止や効果的な収納対策の実施を求めたい。

(2) 随意契約（工事請負契約及び委託契約）について

随意契約については、業者選定、見積業者数、契約方法及び検査・検収等が適正であるかを監査し、併せて競争性、経済性、有効性についても確認した。

その結果、1者見積りによる随意契約を締結した中に、競争原理を働かせることが可能と推測されるものが見受けられた。

契約は入札による競争性を確保することが大原則であり、随意契約はその例外であることから、契約事務を進めるにあたり、初めから特定の者に限るのではなく、仕様書の内容を見直すことや条件を変えることで、複数者からの見積り徴収が可能になるよう努められたい。

次に、朝霞市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び施行規則により、長期継続契約の対象範囲が定められていることから、長期継続契約の可能な業務は、コストの削減、事務の簡素化及び業務効率の向上に繋がると考えるので、長期継続契約の適否を検討していただきたい。

なお、長期継続契約の期間は5年以内で、車両（軽貨物自動車及び大型特殊自動車）は6年以内となっている。また、再リースについては、1年以内（車両は2年以内）で、老朽化による性能の低下や技術革新による陳腐化などがあることから、安易に再リースを繰り返すことのないよう努められたい。

特に公用車の場合は契約満了時に、新たなリース契約の方が安価になることが見込める場合は、入札等の検討をしていただきたい。

また、機械警備業務については、開館時に設置した機械設備の交換が難しいことなどの理由で、開館以来1者の随意契約を行っている施設があるが、機器の設置年数や機器交換の時期等を捉え、1者独占とならないよう入札（長期継続契約）の検討をしていただきたい。

併せて、全庁的に共通する委託業務等（AED、機械警備等）については、財産管理課において全庁共通の公用車賃貸借特記仕様書を作成し

たことを参考に、全庁共通の仕様書の作成や各課の仕様書を共有できる環境を整備することで、同様の委託業務等において大幅な差が生じないよう求めたい。

随意契約については、当然のことながら、前例踏襲や事務の遅れは理由とならないので、「随意契約の執行に関する基本方針」を参考に適切な事務を執行し、併せて当初設計に係る調査等を詳細に行い、安易に付帯工事等を増やさないよう努められたい。

(3) 補助金、交付金について

補助金、交付金については、計画的かつ効率的に交付されているかを着眼に監査を実施した。

市の補助金については、特定の事業、活動を助長、推奨するために公益上の必要性を認めた場合に反対給付なくして支出するものである。

また、交付金は、本来市が行うべき事務を、法令、条例等により、団体や組合等に委託する場合において、当該事務処理の報償として支出するものである。

補助金及び交付金の支出事務については、適切に処理されていたが、補助金について実績が数年ないものや申請件数が年々減少している補助制度が見受けられた。

補助金は、一度制度が始まると長期化し具体的な効果が見えにくくなる傾向がある。限られた財源を有効活用し、補助金が効果的・効率的かつ適正な執行がされるよう、「朝霞市補助金制度見直しに関する基本方針（平成22年）」を参考に制度のあり方について改めて検討をしていただきたい。

また、補助制度に限らず、縮減・廃止などができる事業の検証を行い、適正な予算の編成が必要であると考えます。

(4) その他

① 物品(備品)の管理について

物品(備品)は、普通地方公共団体の財産であり、常に良好の状態で管理し、その所有目的に応じて最も効率的に運用をしなければならない。

このことから、備品登録に関しては、定例監査や決算審査で監査対象として取り上げてきた。

今回の監査においては、登録漏れは確認できなかったが、一部の課において、購入後速やかな備品登録がされていないものが見受けられた。

物品(備品)は、「朝霞市物品規則」等に基づき、遅滞なく事務手続きを進めるとともに、「備品取得時における事務処理について」(令和2年10月13日付け事務連絡、財産管理課長及び出納室長)により、全庁に通知されたことに期待し、引き続き適切な備品管理を望む。

② 支出事務について

支出事務については、これまでの決算審査、定例監査及び例月出納検査において確認しているが、引き続き、事務担当者は事務処理にあたり注意を払うとともに、チェック機能を高め適切な事務執行に努められたい。

なお、支払時期については、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」において期限が定められており、支払い遅延は相手方に経済的な負担を与えるばかりでなく、市に対する信用を失墜させる行為になるので、引き続き法令遵守に努められたい。

以上が、今回実施した定例監査の結果報告である。